

令和3年小樽市議会第1回臨時会提出予定議案

(予 算 議 案)

議案1 令和3年度小樽市一般会計補正予算

「高島観光船訴訟」の判決に伴い、損害賠償金及び訴訟関係経費の合計7,015万1,865円の支払をするため、財政調整基金からの繰入金を財源として予算措置するもの

《高島観光船訴訟損害賠償金について》

1 判決（主文） 令和3年10月8日判決言渡し、同月23日判決確定（控訴期限：同月22日）

- (1) 被告は、原告に対し、5,578万8,060円及びこれに対する平成30年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを5分し、その2を被告の、その余を原告の負担とする。

※ 原告の請求額（訴額）：（当初）1億4,320万6,907円→（最終）1億3,320万515円

2 裁判所の損害認定の判断基準

- (1) 原告の支出行為のうち、平成28年6月1日以降に契約等が締結されたもの（原告において支払義務が発生したもの）については本件各原処分と相当因果関係のある損害とし、本件各原処分より前のものについては本件各原処分と相当因果関係のある損害とはしない。
- (2) 通常の営業上の経費とみられるものであっても、これのみを理由として直ちに損害から除外するということはしないものとするのが相当である。
- (3) 本件各取消処分後（平成30年4月27日以降）に支出した項目については、原告がその当時、事業の継続が困難になることを十分認識し得たとまでいうことはできないため、損害と認める。ただし、原告が観光船事業を廃業した後（令和元年11月30日以降）の費用は、損害から除外すべきものである。

3 損害賠償金 65,531,865円

- (1) 損害賠償金（元本） 55,788,060円
- (2) 遅延損害金（利息） 9,743,805円

判決確定日（10月23日）を終期として計算（ア＋イ）

ア 平成30年4月27日から令和3年4月26日まで $55,788,060円 \times 5\% \times 3年 = 8,368,209円$

イ 令和3年4月27日から同年10月23日まで $55,788,060円 \times 5\% \times 180/365日 = 1,375,596円$

※ 訴訟費用については、原告が市に請求しないため、市の負担なし

《訴訟関係経費について》

訴訟関係経費（弁護士報酬） 4,620,000円

訴訟代理人である市顧問弁護士への報酬（謝金：委託料）の額は、標準報酬額（札幌弁護士会報酬規程により算定）は7,535,241円となるが、標準報酬額を算定する際に含むこととされている遅延損害金の額を除外し、更に標準報酬額の約3割を減額した4,620,000円とするもの